

亀山市告示第102号

次のとおり国土調査を実施するので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定に基づき告示する。

平成30年5月23日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 国土調査として事業計画が定められた年月日
平成30年4月1日
- 2 調査を実施する者の名称
亀山市
- 3 調査地域
中町、中町、本町
- 4 調査期間
告示の日から平成31年3月31日まで